

○飯塚市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第128号

改正 H19-83、H21-287(題名改称)、H25-65、H26-150、H28-67、H29-91、H31-114、
R4-334(題名改称)

(設置)

第1条 要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、飯塚市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(H21-287全改、H26-105、R4-334一改)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護児童 法第6条の3第8項に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者を含む。)をいう。
- (2) 要支援児童 法第6条の3第5項に規定する保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(前号に規定する要保護児童に該当するものを除く。)をいう。
- (3) 特定妊婦 法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。
- (4) 支援対象児童等 要保護児童、要支援児童及びその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。)又は特定妊婦をいう。

(R4-334追加)

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援対象児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換並びに支援対象児童等に対する支援の内容の協議に関すること
- (2) 関係機関等(次条に規定する関係機関等をいう。以下同じ。)との連携及び協力の推進に関する協議に関すること

(3) 前2号に掲げるもののほか支援対象児童等対策を図るために必要な事項

(H21-287追加、R4-334一改・繰下)

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他関係者(以下「関係機関等」という。)により構成する。

(H19-83全改、H21-287、R4-334一改・繰下)

(会長及び副会長の職務)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、代表者会議の構成員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(H21-287繰下、R4-334繰下)

(会議)

第6条 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(H21-287追加、H31-114一改、R4-334一改・繰下)

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、関係機関等の代表者又はその指定する者により構成する。

2 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討

(2) 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

(3) その他協議会の運営や目的の達成に必要な事項

3 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(R4-334追加)

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、関係機関等に従事する実務者で構成するものとする。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等

(2) 定例的な情報交換及び個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討

(3) 支援対象児童等の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握

(4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動

(5) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告

3 実務者会議は、第11条に規定する調整機関の長が必要に応じて招集する。

(R4-334追加)

(個別ケース検討会議)

第9条 個別ケース検討会議は、直接かかわりを有している又は今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当で構成するものとする。

2 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 関係機関等が現に対応している虐待事例についての危険度及び緊急度の判断

(2) 支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認

(3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有

(4) 支援方針の確立及び役割分担の決定及びその認識の共有

(5) ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定

(6) 実際の支援、支援方法及び支援計画の検討

(7) 次回会議（評価及び検討）の確認

3 個別ケース検討会議は、第11条に規定する調整機関の長が必要に応じて招集する。

(R4-334追加)

(守秘義務)

第10条 協議会の構成員又はその職にあった者は、法第25条の5の規定を遵守し、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 協議会が、構成員以外の者の出席を求めた場合には、その出席者についても協議会に関して知り得た情報について漏らしてはならない。

(R4-334追加)

(要保護児童対策調整機関)

第11条 市長は、法第25条の2第4項に規定により、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、飯塚市福祉部子育て支援課を指定する。

2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の事務の総括

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整

(3) 協議会の庶務に関すること

(4) その他協議会の運営に関して必要な事項

(H21-287一改・繰下、H25-65、H28-67、H29-91一改、R4-334一改・繰下)

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会において別に定める。

(R4-334一改・繰下)

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年7月4日 告示第83号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年12月3日 告示第287号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日 告示第65号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月2日 告示第150号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月15日 告示第67号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日 告示第91号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日 告示第114号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月11日 告示第334号)

この告示は、告示の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表(第4条関係)

(H19-83一改、H21-287全改、H25-65、H28-67、H29-91、H31-114、R4-334一改)

関 係 機 関 等
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
筑豊教育事務所
田川児童相談所
飯塚市教育委員会
飯塚市福祉事務所
福岡県飯塚警察署

福岡法務局飯塚支局
飯塚少年サポートセンター
飯塚市まちづくり推進課
飯塚市男女共同参画推進課
一般社団法人 飯塚医師会
一般社団法人 飯塚歯科医師会
飯塚病院(児童虐待防止拠点病院)
福岡県弁護士会
公立大学法人 福岡県立大学
社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
飯塚市民生委員児童委員協議会
飯塚市内保育施設(幼稚園を含む)
飯塚市内小学校
飯塚市内中学校
飯塚市内児童クラブ
飯塚市障がい者基幹相談支援センター
飯塚市内児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所
飯塚市内子育て支援センター
飯塚市自治会連合会
その他学識経験を有するもの
その他必要と認められる機関等